

福祉・介護人材確保分野における支援について

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

1. 福祉・介護人材確保対策について

(1) 現状と課題

高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方で、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれている中、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題である。

現状を見ると、労働環境の厳しさ等により、

- ① 福祉・介護の現場では、従事者の離職率が高い
- ② 介護福祉士・社会福祉士の養成施設では、著しい定員割れが生じている
- ③ 介護福祉士等の資格を有しながら、この分野で働いていない者が多数存在している

などの課題がある一方、厳しい雇用情勢の下、福祉・介護分野における雇用吸収への期待も高まっている。

平成19年8月に見直した「福祉人材確保指針」においては、経営者、関係団体、国及び地方公共団体が連携し、それぞれの役割を果たすことにより、従事者の処遇改善や社会的評価の向上、質の高い人材の確保に努めることを明記されており、これに沿って各般の取組を進めているところである。

(2) 平成20年度第2次補正予算及び21年度予算において実施した緊急対策

こうした状況を踏まえ、昨年10月30日の「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）及び12月19日の「生活防衛のための緊急対策」（経済対策閣僚会議決定）に基づき、平成20年度第2次補正予算及び21年度予算が編成された。

平成21年度の介護報酬改定においては、介護従事者の処遇改善を進める観点から、プラス3%の改定を行うこととし、負担の大きな業務や専門性の高い人材への評価を行うこととされたところである。

これに加えて、平成20年度補正予算では、福祉・介護サービスへの人材の定着と参入を促進するための取組を総合的に支援する福祉・介護人材確保対策を講ずることとし、都道府県に造成されている「障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金」を平成23年度まで延長するとともに、新たに4つの対象事業を追加した。

- ・ 進路選択学生等支援事業
- ・ 潜在的有資格者等養成支援事業
- ・ 複数事業所連携事業
- ・ 職場体験事業

また、21年度予算において、新規事業として「福祉・介護人材確保緊急支援事業」（補助率 1/2）をセーフティネット支援対策事業費補助金により実施することとした。

- ・福祉・介護人材定着支援事業
- ・実習受入施設ステップアップ事業

（3）今回（平成21年度1次補正予算案）の「経済危機対策」

今日の「100年に一度」といわれる厳しい経済危機を克服するため、本年4月10日に「経済危機対策」（経済危機対策に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）が取りまとめられ、これに基づき、平成21年度第1次補正予算案が編成された。

福祉・介護分野においても、雇用の創出・人材養成等につながるよう総合的な対策を講じることとしており、この中で、福祉・介護人材の就労・キャリアアップ支援の観点から、以下のような事業を行うこととしている。

○ 就労・キャリアアップ支援

個々の求職者にふさわしい職場開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行うことにより円滑な就労・定着を支援するとともに、介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援するため、「障害者自立支援対策臨時特例交付金」において、新たに2つの事業を追加することとした。

（後述参照）

（4）経済連携協定による外国人介護福祉士候補者に対する支援について

外国人介護福祉士候補者の受入れについては、インドネシア及びフィリピン両国との経済活動の連携の強化の観点から、二国間の経済連携協定（以下「EPA」という。）に基づく枠組みとして行われてきたところである。

この協定を実効あるものとするためには、より多くの外国人介護福祉士候補者が所定の滞在期間内で介護福祉士資格を取得できるよう適切な支援を行う必要がある。

なお、平成19年に見直しを行った「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」においては、こうした観点から、

- ・ 日比経済連携協定等に基づく外国からの介護福祉士等の受入れに当たっては、国内における従事者との均衡待遇を確保するなど、外国人介護福祉士等の受入れが適切に行われ、現場に混乱が生ずることのないよう、十分な研修体制や指導体制等を構築すること。（経営者、関係団体等、国）

が規定されているところである。

(参考) 外国人介護福祉士候補者の受入れ状況

① インドネシア

○ E P A 締結の経緯

- ・平成19年8月20日 協定署名
- ・平成20年5月16日 我が国の国会において協定承認
- ・平成20年7月1日 協定発効
- ・平成20年8月 候補者の入国

○ 受入れ状況

- ・平成20年度 24都府県において104人(53施設)の受入れ
- ・平成21年度 現在マッチング中(平成22年1月頃、就労・研修開始予定)

② フィリピン

○ E P A 締結の経緯

- ・平成18年9月9日 協定署名
- ・平成18年12月6日 我が国の国会において協定承認
- ・平成20年10月8日 フィリピン上院において協定承認
- ・平成20年12月11日 協定発効
- ・平成21年5月 候補者の入国(※)

(※) 一部の候補者については、5月末に入国予定

○ 受入れ状況

- ・平成21年度 28都道府県において190人(98施設)の受け入れ(予定)

これらの点を踏まえ、平成21年度補正予算案に盛り込んだ取組のうち、次のとおり一部のものについては、E P Aによる介護福祉士候補者の支援のために活用することができることとしているので、外国人介護福祉士候補者の受入施設が所在する都道府県におかれては、関係各機関と連携の上、積極的な取組をお願いしたい。

ア「キャリア形成訪問指導事業」の活用

本事業は、介護福祉士の養成校等の教員が施設・事業所を訪問し、当該施設・事業所の希望に応じた研修プログラムを策定し、講義を行うも

のであるが、本事業を活用し、例えば、

- ・ 外国人介護福祉士候補者に対する日本語研修の実施
- ・ 外国人介護福祉士候補者に対する国家試験の出題科目となっている介護系科目に関する講義

等を行うことが可能である。

イ「緊急雇用創出事業による代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」の活用

本事業は、現任介護職員等の資質向上を図る観点から、当該職員等が外部の研修を受講するような場合等に、当該職員の代替として必要となる職員を雇用する事業であるが、本事業を活用し、例えば、

- ・ 外国人介護福祉士候補者が、外部の日本語研修等を受講する場合の当該外国人介護福祉士候補者の代替職員を雇用すること
- ・ 施設・事業所等が、既存の職員を外国人介護福祉士候補者の教育担当者に任命する場合であって、当該職員が本来の業務に専念できない場合に、当該職員の代替職員を雇用すること

等を行うことが可能である。

2. 事業一覧について

(福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分)

20 年度 二 次 補 正	継続	進路選択等学生支援事業 福祉・介護の仕事の選択を促すために、介護福祉士等養成施設に専門員を配置し、学生・教員等に対し、仕事の魅力を伝えるとともに、相談・助言等を行う。	障害者自 立支援対 策臨時特 例交付金
	継続	潜在的有資格者等養成支援事業 介護福祉士等の潜在的有資格者や高齢者、主婦層等に対し、福祉・介護従事者として再就業や参画を促進するための実践的な研修を行う。	
	継続	複数事業所連携事業 単独では人材の定着・確保に取り組むことが困難な事業所等が、複数の事業所等の共同による求人活動や職員研修等を行うことにより、人材の確保・育成を支援する。	
	継続	職場体験事業 福祉・介護の仕事に関心を有する者に対し、職場を体験する機会を提供することにより、新たな人材の参入を促進する。	
20 年度 当 初	継続	福祉・介護人材定着支援事業 人材定着支援アドバイザーを設置し、巡回相談により個々のフォローアップを行うとともに事業者への助言を行うことにより、福祉・介護人材の定着を促進する。	セーフティ 支援対策 等事業費 補助金
	継続	実習受入施設ステップアップ事業 優良な実習施設が、他の実習施設に対し、実践事例報告会や講習会を開催すること等により、実習指導のレベル向上を図る。	
21 年度 一 次 補 正	新規	福祉・介護人材マッチング支援事業 都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。	障害者自 立支援対 策臨時特 例交付金
	新規	キャリア形成訪問指導事業 介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。	

(参考) 現任介護職員等の研修支援

21 補 正	新規	外国人介護福祉士候補者の研修支援（EPA関係） 外国人介護福祉士候補者を外部研修等に派遣する場合に代替職員を雇用する場合等の経費を助成する。	緊急雇用 創出事業
--------------	----	--	--------------

3. 配分方法について（新規分）

○福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置 約98億円

1県当たり定額（1億円）に加え、人口割配分等（総枠約51億円）とする。

定額配分	1.0億円 × 47県	47.0億円
人口割配分	約35.0億円 × $\frac{\text{A県人口}}{\text{全国都道府県人口}}$	約 50.6億円
施設等割配分	約15.6億円 × $\frac{\text{A県在宅・施設サービス数}}{\text{全国の在宅・施設サービス数}}$	

(案)

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

(「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置」分)

- ※ 平成21年度補正事業を掲載。
- ※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

福祉・介護人材マッチング支援事業

1 事業の目的

都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援することを目的とする。

2 事業内容

(1)実施主体 都道府県(都道府県福祉人材センターへの委託)

(2)事業内容

ア キャリア支援専門員の設置

(ア)求職者のニーズに合わせた職場開拓

個々の求職者のニーズに合った施設・事業所を紹介できるよう、多様な職場の開拓を行うとともに求人情報を解りやすく整理する。

(イ)個々の求職者にふさわしい職場紹介

ハローワーク等へ出向くとともに、就職説明会等を開催することにより求職者の相談に応じ、個々の求職者に合ったふさわしい職場紹介を行う。

(ウ)採用・定着できる職場づくり

施設・事業所に対し、求職者のニーズに合った職場づくりができるよう、サービス管理、人材育成システム、労働環境、経営管理等について指導・助言を行う。

また、現任職員に対しては、キャリア相談に応じるなど、キャリアアップ支援を行う。

イ アドバイザーの派遣

公認会計士や中小企業診断士等をアドバイザーとして委嘱し、施設・事業所の要望等に応じ、会計や経営管理等専門的な指導・助言を行う。

ウ 潜在的有資格者等に関するデータの管理・活用

潜在的有資格者等に関するデータを整備し、掘り起こしのための働きかけに活用する。

(3)補助単価

キャリア支援専門員設置費 (1人当たり)	5,000千円以内	
活動経費	都道府県が必要と認める額	キャリア支援専門員活動経費、出張相談・就職フェア等開催経費、データ管理費(システム開発費含む)、アドバイザー活動費等

3 補助割合 定額(10/10)

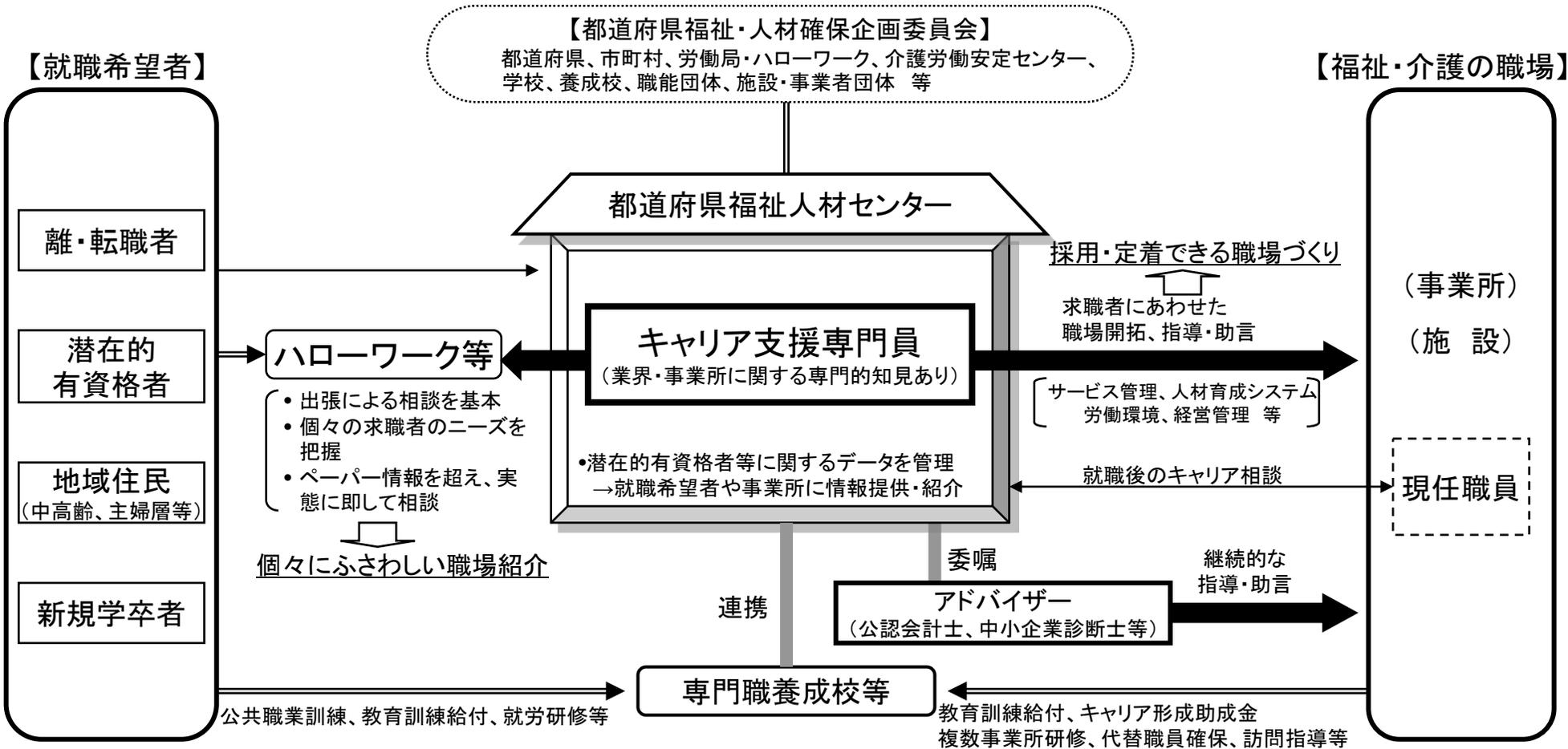
4 その他

- (1)キャリア支援専門員は、求職者への支援や施設・事業所への指導・助言の必要性に応じ、複数名配置する。
- (2)キャリア支援専門員が求職者に対して支援を行う場合は、ハローワーク等への出張による相談を基本とし個々にふさわしい職場紹介等を行う。
- (3)介護福祉士等養成施設等の教育機関と連携し、他の制度(公共職業訓練や教育訓練給付等)の積極的な紹介を行うなどにより、求職者の円滑な就労や現任者のキャリアアップを支援する。
- (4)毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

福祉・介護人材マッチング支援事業

- 福祉・介護分野においては、個々の事業所の実状がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況。
- 事業所・施設では、労働環境整備が不十分であり、キャリア展望を示すことができていない状況。
- このため、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員(仮称)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。



キャリア形成訪問指導事業

1 事業の目的

介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護施設・事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。

2 事業の内容

(1)実施主体

都道府県(介護福祉士・社会福祉士又は精神保健福祉士の養成施設等への補助)

(2)事業内容

養成施設等は、施設・事業所からの要請に応じ、以下のような取組みを実施する。

ア 個々の事業所の要望や実状に合わせた研修プログラムの作成、また当該研修のための講師の派遣

イ 職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供

(3)補助単価

1養成施設(1課程)等当たり	3,500千円以内	謝金、旅費、研修資料作成費、研修プログラム等作成費等
1都道府県あたり	都道府県が必要と認める額	事業所と養成施設等の間をコーディネートする経費

3 補助割合 定額(10/10)

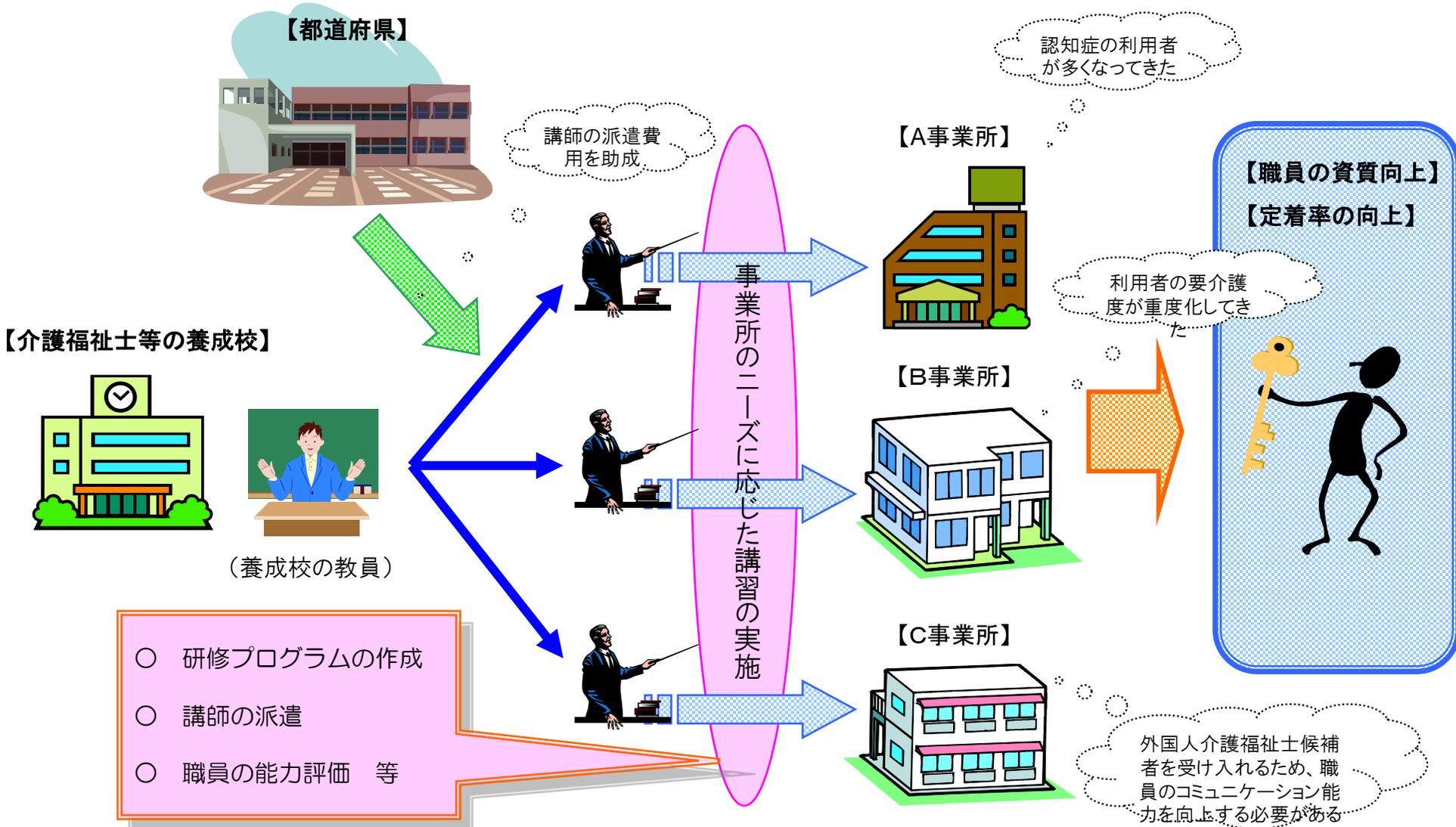
4 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、都道府県福祉人材センター等と連携の上、各施設・事業所のニーズを把握し、必要な講習等が実施できるように努めること。
- (2) 研修の目的や内容、受講者のレベル等を勘案し、実施日数を適宜設定すること。
- (3) 研修の実施に当たっては、原則として施設・事業所で行うこととする。ただし、研修の目的・内容等に応じて、当該施設・事業所以外(養成施設等)で実施しても差し支えない。また、複数の事業所を対象に研修を実施しても差し支えない。
- (4) 施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。
- (5) 本基金の潜在的有資格者等養成支援事業等と重複しないようにすること。
(「潜在的有資格者等養成支援事業によるキャリアアップ支援研修」は、養成施設等が主体的に研修プログラムを作成し、参加者を募集の上、当該養成施設等において研修を実施するのに対し、本事業は、原則、個々の事業所のニーズに応じた研修プログラムを作成し、当該事業所において研修を実施するものである。)
- (6) インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入施設において、当該外国人介護福祉士候補者の介護技術、コミュニケーション能力等の向上のために行う研修も、本事業の対象となり得る。
- (7) 毎年度の事業実績を、別途定める様式により厚生労働省に報告する。

5 事業担当課 福祉基盤課 福祉人材確保対策室

キャリア形成訪問指導事業

○ 介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。



経済連携協定による 外国人介護福祉士候補者 に対する 支援について

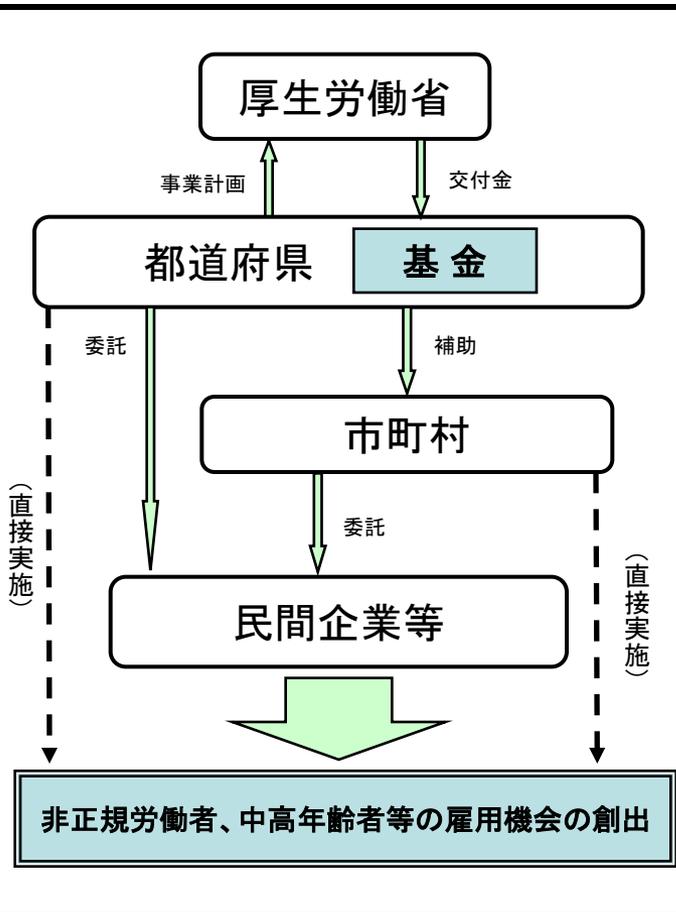
(緊急雇用創出事業(基金)の活用)

緊急雇用創出事業(基金)の拡充(3,000億円)

離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出等を行う緊急雇用創出事業について、現下の雇用失業情勢の悪化を受け、さらなる雇用の受け皿を確保する必要があることから都道府県に創設した基金の積み増しを行う。

また、人材確保・人材高度化等が強く社会から要請されている分野(介護、福祉、子育て、医療、教育等)において重点的に雇用創出を図る。

概念図



事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用・就業機会の創出を行う。
(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・ **介護・福祉**：研修中の介護職員の代替要員を確保する事業
地域包括支援センターにおける事務補助等を行う事業
- ・ **子育て**：保育所や児童館での保育補助業務を行う事業
- ・ **医療**：骨髄ドナー登録や献血の協力要請等を行う事業
- ・ **教育・文化**：教員補助者(ICT支援員)による、ICTを活用した教育の充実を図る事業
- ・ **治安・防災**：地域と一体となって、中山間地の山腹等を整備する里山砂防事業

(事業実施要件)

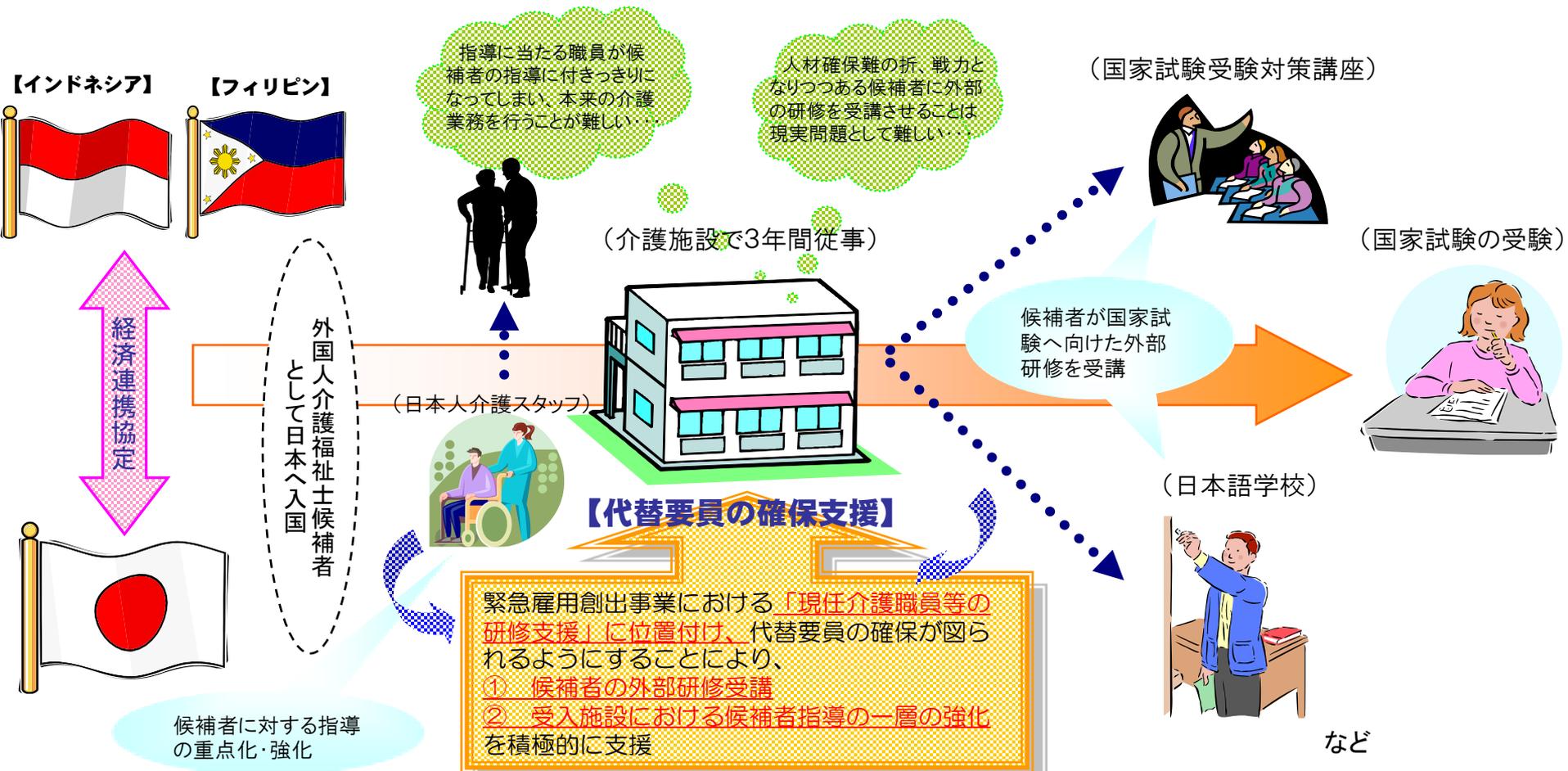
- ・ 民間企業等に委託、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・ 事業費に占める人件費割合が概ね7割以上であること。
- ・ 新規雇用する失業者の割合が全労働者の概ね4分の3以上であること。
- ・ 雇用就業期間は原則6ヶ月未満(介護、福祉、子育て、医療、教育等の重点分野については、更新を1回可能とし、実質1年間とする。)

(事業の規模等)

- ・ 予算額 3,000億円
- ・ 雇用創出効果 30万人

「現任介護職員等の研修支援」における外国人 介護福祉士候補者の位置付けについて

○ EPAに基づき日本に入国し介護施設で従事する外国人介護福祉士候補者が、日本語学校や介護福祉士国家試験の受験対策講座等の外部研修に通う場合に、今般の経済対策における「現任介護職員等の研修支援」の対象に位置付け、代替要員の確保を支援する。



5月28日障害保健福祉関係主管課長会議

(福祉・介護人材確保対策関係)

質疑事項登録票

【都道府県、所属部局、担当者名及び連絡先】
【質疑事項】 該当する項目に○を付けてください。 ① 福祉・介護人材マッチング支援事業 ② キャリア形成訪問指導事業 ③ その他
【質疑内容】 (項目) (要旨)

※ 登録先：miyamori - seiyuu@mhlw.go.jp (担当宮守)

※ 登録期限：平成21年6月5日(金)

※ 「質疑事項」①～③は、それぞれごとに別用紙にしてください。